

---

平成30年10月(第7回)  
肝付町農業委員会定例総会

---

1. 日 時 平成30年10月25日(木曜日) 午前9時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	12番	中西政治
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 13番 冷水正行 14番 吉永良行

6. 議 題 議案第23号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第24号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第25号 農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 16名出席(欠席なし)

11. — 閉会 —

(会終了後) 10:55～ 農地利用最適化の推進会議 (総点検活動アンケート中間協議)

12. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第7回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成30年度肝付町農業委員会第7回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中16名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、13番の冷水正行委員と14番の吉永良行委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第23号から議案第26号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第23号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第23号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は13件であり、全て所有権移転で、贈与が6件、売買が7件となっています。</p> <p>贈与の6件は、田が3筆で3,003平方メートル、畑が8筆で9,910平方メートル、売買の7件は、田が7筆9,732平方メートル、畑が3筆2,015平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏、子への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆1,262平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆877平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外1筆で、田が2筆2,232平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆434平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆511平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、</p>

事務局	<p>申請地が前田字〇〇 〇〇〇番で、畑が1筆704平方メートルです。</p> <p>整理番号7番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が南方字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、田が2筆1,741平方メートル、畑が1筆296平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、田が2筆2,655平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外4筆で、田が5筆4,420平方メートルです。</p> <p>整理番号10番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番で、田が1筆425平方メートルです。</p> <p>整理番号11番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆で、畑が3筆4,104平方メートルです。</p> <p>整理番号12番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、畑が2筆3,002平方メートルです。</p> <p>整理番号13番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆1,997平方メートルです。</p> <p>以上、13件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から13番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、最初に9番と10番に上名主辰也推進委員の申請があります。本日は推進委員の方にも参加してもらっていますことから、退席をお願いします。</p> <p><b>【上名主委員退席】</b></p>
議長	<p>それでは、所有権移転売買の9番と10番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり。】</b></p>
議長	<p>異議なしということですので、所有権移転売買の9番と10番の件については、提案どおり許可することに決定しました。(上名主委員～入室・着席)</p> <p>引き続きお目通しください。</p> <p>それでは、9番と10番を除いた11件について、一括審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり。】</b></p>
議長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第23号農地法第3条許可申請の件、9番と10番を除いた11件の案件は、提案どおり全て許可することに決定しました。</p>

議 長	2 ページをお開きください。議案第 24 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-16」について、事務局の説明を求めます。
事務局  事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-30-16」について、ご説明いたします。</p> <p>借人が、〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇団地〇-〇-〇、〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 469 平方メートルとなっています。</p> <p>転用目的が一般住宅で、事由が現在借家住まいであり、手狭になったため、持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当します。この案件につきましては、6 月の定例総会におきまして、農振除外の申請がありました時に現地調査を行っていただき、総会の中で審議を頂いた案件であります。それ以降の内容変更はありませんので今回 5 条申請が上がって来たところであります。以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	「5-30-16」については、6 月総会で農振除外の申請が提出され、その時、現地調査をされております。農振除外の許可が出て、今回 5 条申請をされました。この件について異議意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-16」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、3 ページをお開きください。</p> <p>次に農地法第 5 条許可申請の件「5-30-17」について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-17」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇町〇〇番〇号コーポ〇〇-〇号 〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇〇番〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇の一部、畑で 1,077 平方メートルのうち 483 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅、通路、駐車場を整備したいということで、現在借家住まいで申請地に持家を建築し永住したい。また、住宅の建築予定地が公道に接していないため通路も転用したいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当致します。場所につきましては、下にありますとおりに〇〇振興会に〇〇道が走っているところと県道が交差するところに〇〇がありますが、そこから〇〇振興会の方に約120ほど戻った左手が申請地になります。配置図は右にありますとおり、962番地1の一部を分筆しまして、一番奥の方の土地になりますけれども、この部分に住宅と駐車場を整備して、ここが県道から奥になっているということになっておりまして、そこへの通路部分ということで〇〇〇番地〇の一部を通路部分として分筆されております。そこと宅地部分を含めた 483 平方メートルが今回転用申請ということになっております。住宅の合併浄化槽の排水等につきましては、通路の横に側溝を設けますのでそちらの方へ流して県道の側溝へ流すということで申請が出ております。以上、よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>はい、「5-30-17」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11番、福田です。「5-30-17」について、現地調査の報告をいたします。10月19日に、私と永野委員、事務局、申請人立ち合いで、調査を行いました。</p> <p>場所は、〇〇交差点より 500メートルほど南側に下がったところで、肝付町の〇〇の〇〇のある交差点のある所に〇〇がありますが、その東側に〇〇屋さんがあります。そのちょうど道路向かいになります。先ほど説明がありましたが、排水も既存施設に延長する形で側溝を整備し県道の方に流すということでしたので特に問題はないかと思えます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-17」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
<b>【異議なしとの声あり】</b>	
議長	<p>それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-17」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>次に農地法第5条許可申請の件「5-30-18」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-18」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>譲渡人が肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 683 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅、車庫、駐車場を整備したいということで、現在借家</p>

	<p>住まいのため、申請地に持家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の集落接続施設に該当致します。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇振興会に〇〇保育園がありますけれども、そこから南へ行きますと〇〇商店があります。そこから更に南へ約280メートルほど行ったところを左折し70メートルほど行ったところの右手が申請地になります。排水につきましては右にありますとおり、下の見取り図とは向きが少し違いますが、右側は入り口が北になります。この敷地内に住宅部分が書かれていますが、通路部分がありましてこの部分を含めましての683平方メートルということになりまして、面積が一般住宅の目安であります500平方メートルを超えておりますけれども、通路部分の面積それから隣地から2メートルとか、5メートルとか離しておりますけれども、居宅の前の方は車の転回部分を設けるということで、そのような理由等がありまして実際に使える面積は500平方メートル以内になってくるということで理由書が付けてあります。合併浄化槽の排水につきましては北側の方の道路の側溝に流す形で排水をするということで申請が出ております。以上、よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>はい、「5-30-18」についても、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、上岡委員。</p>
上岡委員	<p>7番の上岡です。「5-30-18」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>10月19日に、私と永野委員、事務局、申請人立ち合いで、調査をしました。</p> <p>場所は、〇〇保育園から500メートルぐらい南へ進んだところを右折し50メートルぐらい行った〇〇振興会内にあります。配置図にありますように浄化槽の排水につきましては右側の町道側溝に流れるようにするというので、一般住宅への転用面積の目安の500平方メートルを超えている理由書も添付されており、特に問題はないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長 議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-18」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-18」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>次に議案第25号 農業振興地域整備計画変更の件「変-30-4」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第25号 農業振興地域整備計画変更の件「変-30-4」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番外9筆、畑で10筆計19,871平方メートルとなっております。用途につきましては、牛舎・堆肥舎・事務所・倉庫等を造りたいということで、現在、〇〇で肥育牛の飼育をしているが、牛舎が老朽化しているため、今回申請地を譲り受け、新たに牛舎等を建築したいということで申請が出ております。農地の区分は除外後が農用地区域内農地の農用地利用計</p>

	<p>画指定用途に該当致します。場所につきましては、下にありますとおり〇〇振興会の〇〇池がありますけれども、そこから振興会の方に向かいまして、〇〇の集会所があります。その奥を右折いたしますと約 600 メートルぐらい行った畑地帯の奥に申請地が広がっております。そこに書いてありますとおりに、畑が 10 筆で 19,871 平方メートルという除外の申請になっておりますが、全体面積では山林部分が含まれますので、21,304 平方メートルの一体事業ということになっております。配置図につきましては右にありますとおりに、牛舎を 5 棟建てまして、西側と南側に堆肥舎、それから北側に事務所を造りまして南側の奥にはロール置場等の資材置場を配置するということで申請が出ております。排水等につきましては、現在関係機関との協議中ということで、意見が整い次第、転用の時にはまた、そういった報告書が上がってくると思います。現地調査の時には道路がここは狭いということで大型トラック等が入って行くにはちょっと窮屈な感じになっているということで、そういった道路、排水についての関係機関との協議を整えたいということで申請を上げて頂くということで、現地調査の時も話がしてあります。そのようなことで現地調査を終えたところでありまして、以上です。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、「変-30-4」についても、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、富永委員。</p>
富永委員  富永委員	<p>3番の富永です。「変-30-4」についての現地調査の報告をいたします。 10月19日に、白田委員、私、そして中嶋委員も参加してもらい、事務局、申請人立ち合いで、調査を行いました。 この申請について、事務局が詳しく説明されまして、私の方からはあまり説明するところはないですけれども、今、〇〇川から〇〇池に流れてくる用水路があるわけですけれども、これに雨水、浄化槽等の排水を流すということでありました。これについては、以前、問題になった場所でありまして、ここに流すときには完全な浄化をされたきれいな水を流すようにということで話をしたところで、以前、〇〇池に前あった〇〇養豚からの汚水が流れ出て、その下流の田んぼについて、窒素方で弁償をされたという経緯がありますので、そのところをちゃんと〇〇さんの方に説明をいたしました。本人もそこらのことはご存知なようでした。只、先に説明がありましたように、道路が狭いという部分で周りに、例えばカーブで大型車が入ってくると、人の畑を踏んだりすることもあるかと思ひます。そのところも本人には話をしたところでございます。それとです、ひじょうにここは水が足りないのではないかと話をしたところ、ひじょうに大変でしょうけど、場所的には周りにも迷惑をかけないような素晴らしい牛舎になるのではないかとというふうに思ひます。審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「変-30-4」について現地調査の報告がありました、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。 汚水等の設備等も設置するということですが、どんなものでしょうか。 はい、藤井委員</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。いま富永委員から説明がありました、申請地へ入る入り口近くに住宅が 1 軒ありまして、ここの方が皆さんがよく利用権を結ばれる方です</p>

藤井委員	が、いま、説明がありましたように例えば大型トラック等でもし何かあれば、問題になるのではないかと思います。転用申請の段階でその辺をクリアしてこられれば、別段この申請の件には差し支えないのではないかと思います。
議 長	他に意見はありませんか。今回の申請は、いちおう用途変更の申請であります。転用の申請時点では、道路、排水等、関係機関との協議が済んでからになるということです。申請人からは迷惑はかけないようにするということですが、いかがでしょうか。 はい、冷水委員。
冷水委員	13番、冷水です。面積的には全体で21,304平方メートルとかなり広いですが、規模的にはどのくらいの頭数なんですか。
議 長	事務局、頭数が分かりますか。
事務局	農業振興整備計画の変更ということで、詳しい資料は転用で上がってくると思いますが、農振除外担当課の農業振興課の方への申請書には頭数の詳しい内容はまだ書いてないようですので、頭数については分かっていません。
議 長	他にありませんか。 はい、中西委員。
中西委員	12番、中西です。地域の方々の理解というか、そういったものは得られているのですか。
議 長	事務局どうですか。地主さんは何人になりますか。
事務局	土地は12筆あるわけですが、地権者の方々は10名ほどになるわけですが、その方々との売買契約の方は済まれているところで、隣接の方々の同意等についての書類はこちらには付いてこないものですから、申請人の〇〇さんの方で、周りには話はされているという前提で、行くしかないのかなと考えます。
中西委員	振興会とか地区のそこらの所を、やはり理解をしていただいた上でのごとくでないと、またトラブルが起きたときに大変じゃないかなと思いますが。
議 長	はい、事務局。
事務局 事務局	転用の書類には、最近、隣接地の同意書というのが付かないものですから、事務局ではそこらの所は確認は取れないところでありまして。そのようなことで太陽光とか、色々な他の転用目的があると思いますが、そういったもの等についてもあくまでもこちらとしては、隣接それから関係機関とは協議が済んでいるということを受けられないのかなと考えております。
議 長	はい、中嶋委員。
中嶋委員	5番の中嶋です。私もちょうど立会時に行きましたが、現状としては今の段階では畑の方がサツマイモ、ニンジンですが、もうほとんどイノシシが下ってきて荒らされて、何年か作ってこれではもうだめだということで、鳥獣駆除の方も毎年お願いしている地域であって、地主さんたちはこうして畜産で買っていただくことを喜んでいらっしゃるというようなことです。山と接しているものですから現状は鳥獣被害の多い場所ということです。
議 長	意見も色々出ましたけれども、いろんな条件をくんでいくということですが、如何でしょうか。 はい、中村委員。
中村委員	6番、中村です。今度できるのは牛舎であって、見取り図の下の方にある白くなっている建物は豚舎ですが、今経営者は違いますが、前ここを養豚場として事業をさしていたとき、汚水が下流の池に入り、下の田んぼに流れ込み被害が出まして、



中村委員	<p>その保証をすることになり、なかなかスムーズにいかず、私もその中に入ってくれということで入ったわけですけど、その時の状況としては雨が来たとき少々な対策ではできないと。ただ事務局から先ほど説明がありました、牛舎を造るからといって、隣接地の承諾書或いは同意書というものは今いらないわけですよ。これからいくと何も断らなくてよいという話になってしまいますが、今度の牛舎じゃなく、前の豚舎ですが、近代的な設備ですごい設備をつくられたにもかかわらず、被害が出てしまったと、今回の申請人の社長も十分把握されていると思いますが、許可は県になりますが、しっかりそこらの所を踏んでいかないと、という考えです。場所的にはものすごく良いところなんですけど、雨が降った時にはこの水は池にしかいけないですから、かねてはこの池はどこから水か来るのというような池で、水稻時期に使用する池ですから。余計なことですが後々心配しないように再度事務局の方からも念を押してください。以上です。</p>
議 長	<p>はい、以前の経緯は今ありましたように、中村委員達が一番分かっておられるところですが。 はい、事務局</p>
事務局	<p>今回の申請が農業振興地域の整備計画変更で、この施設については農業振興地域に入ったままで、用途が変わるだけという施設であるということになりますので、この場合、転用の申請が、今後出てきますけれども、整備計画を変更するには転用が可能かどうかということで、県の方も判断しますので、この案件につきましてはですね、先ほど出たような関係機関との協議が全て整ったうえで、転用の書類等が揃えば、転用することには問題はないというようなことになってくるかと考えておりますので、今回のこの議案につきましてはですね、転用については今後、畜産意見の環境意見書とか、先ほど出たような関係機関、道路の問題ですね、排水といっても雨水等の排水です。浄化槽を造った場合はその浄化槽排水をどこに流すのか、それによって土地改良施設を使えば土地改良区の意見書を付けてもらわないといけないと、そういった色々な関係書類等が揃えば、転用の申請を受け付けることが出来る形になっていくのかと思いますので、そこらを考えて頂き、それらを前提といたしまして、皆さん考えていただき、今回の整備計画変更はどうか、問題がないかということ判断していただければと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>いま事務局が説明いたしましたように、今回は整備計画の変更になります。あとは転用申請の時には関係書類が揃ったうえでの申請になるということですが、如何なものでしょうか。 はい、事務局。</p>
事務局	<p>追加ですが、この案件は大きな施設でありまして、色々いま意見が出ておりますので、5条申請の時点では、関係機関の協議等がなされているかどうか、という書類等も皆さんにお示ししたうえで審議してもらおうこととなりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>事務局からありましたように、5条申請が出された際には、関係機関の書類等も皆さんに見て頂き、検討していただくことになるということですが、整備計画変更については、許可相当で県に上げてよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 25 号農業振興地域整備計画変更の件「変-30-4」については、許可相当との意見書を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、6 ページをお開きください。</p> <p>議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。10 月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 10 月申請分につきまして説明いたします。</p> <p>1 番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が 5 件の 18 筆で 19,820 平方メートル、畑はございません。詳細は 7 ページになります。これについては、先月のあっせん申出分で、あっせんが成立した分でございます。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定ですが、内之浦地区の新規が、田が 2 件の 2 筆で 2,182 平方メートル、畑はありません。高山地区は新規設定が、田が 14 件の 25 筆で 22,303 平方メートル、畑が 8 件の 22 筆で 26,679 平方メートル、再設定が、田が 10 件の 17 筆で 13,815 平方メートル、畑が 2 件の 2 筆で 2,556 平方メートル、肝付町の合計が、田が 26 件の 44 筆で 38,300 平方メートル、畑が 10 件の 24 筆で 29,235 平方メートル、田、畑合わせて合計で、36 件の 68 筆で 67,535 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 8 ページ、高山地区が 9～10 ページに掲載してございます。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは 7 ページを開けてください。所有権移転が 5 件あります。まずはお目通しをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは 1 番の 5 件の所有権移転について審議します。異議、意見等はございませんか。</p>
【なしとの声あり】	
議 長	<p>異議なしということですので、1 番の所有権移転については、5 件全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定につきまして、内之浦地区が 2 件、高山地区が 32 件あります。お目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>内之浦地区が 2 件、高山地区が 32 件の利用権設定について審議いたします。異議、意見等ございませんか。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3 番、富永です。とりあえずここで名前を言うのは控えまして、この中に土地改良の賦課金を、水かかからないという形で管理不足の上、雑草が生えたり生育が悪かったりしたのを、土地改良区の責任だということで保証を言う方がいるわけですがけれども、何もこういうのとは違って、賦課金の未納の方について、利用権はどうかという話もした訳ですがけれども、非常に難しく、雑草が生えて収量がなくて農協に出荷する予約米が足りないということで、土地改良区に非常に色々言ってくるわけですがけれども、こういうのについてどうにかならないのかなと思ったりもしますが、出来ないとは分かっている、何か良い知恵がないかと思ひまして皆さんにお諮りしたいと思います。</p>

議 長	難しい問題ですが、皆さん何か良い意見はありませんか。 はい、冷水委員。
冷水委員	予約米を例えば 450 キロできなかつたから、そこを土地改良区で何とかしてくれということですか。 もともと出来ないという厳しいところであれば作るべきでないのでは。
富永委員	水が来ないという理由で、本人はそう言われるわけですがけれども、我々が見たところでは、十分に水かかりがよい場所であっても同じことだとみているわけですよ。 雑草も種が出来て来年はもっと酷いのではないかと思います。 畦際を、地面をはうような草ですね。 コンバインも止まってしまうというような草があるわけですがけれども、そういうのもすごいです。 ですからこういうのについて何かできないものだろうか、利用権は認めないとか、そのようなことが出来れば非常にありがたいわけですがけれども。 国も土地改良の賦課金の未納者については、補助金も支払わないと決定を出されたわけですがけれども、そういうのについても何か皆さんに良い知恵があればとお聞きをしたところであります。
議 長	前もそういう苦情が来て、6～7 年前ですかね、その人の分は農業委員は取り扱わないとしたわけですが、地主さんが可哀そうですね、本人が事務局に来て申請をするものですから、職員もどうしようもないわけですよ、地主さんは作ってもらっても良いですよということになれば、利用権を設定していくしかないということになりますね。 何か知恵があれば教えてください。 はい、内倉委員。
内倉委員	2 番の内倉です。 アンケートで回った時に、利用権で設定をしていますよね、手が回らなくて自分の畑は貸しているが、借りた人が、手が回らなくて荒れているようですが、地代はもらっているといわれて、荒れ地になっているが、地代はもらっているからまあ良いか、ということがありましたが、それもどうなのかなと思いました。
議 長	他にはございませんか。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	5 番、中嶋です。 賦課金が発生してそれを借りる人が払うのか、持ち主が払うのか、借りる段階で、話し合いでどうしたらいいのか、農業委員も推進委員も立ち会っていない、前も問題があったように、この人と話をしてもどうしようもないと、自分で勝手にするような方ですから、話にも出たわけですがけれども、最終的には、持ち主が払うのか、それとも借主が払うのか、そこは話し合いに行かないと解決しないことなんです、同じようなことが出た場合どうしていくかということになります、本人が話にならないものですから、頭が痛いところなんですけれども、やはり貸す人が、どの方に貸したらいいのかことを考えて貰うしかないのではないのかと思います。
冷水委員	13 番、冷水です。 事務局にお尋ねしますが、土地改良賦課金について、近隣の状況がどうなっているのか、分かってはいるのですか。 情報は無いのですか。

事務局	<p>まだ近隣の賦課金がどうなっているかは尋ねてはおりませんが、利用権設定については、今ありましたように、殆どが委員の方々が足を運ばれて契約をしてもらうようになって来ておりますけれども、以前は、数人ですけれども、事務局に直接来て、委員さん方に怒られて色々あって話ができないと、今ありましたようなかたちで、事務局の方ではそのようなことで、トラブルがあった時に事務局で解決するという事は殆どできないわけですので、委員さん方を通してくださいということで進めているところです。新規案件については特に気を付けていかなければなりませんけれども、作る方がどういう方なのか、そこらは地域の委員の方が一番分かっていると思いますので、そこらも考えた上で、進めて行っていただければと思います。せっかく利用権を設定しても貸してみたら荒らしている、管理がされていないというようなことで、返してもらいたいというようなことも結構あるようです。1年も経たないうちに解約するという事も多々ありますので大変でしょうが、委員さん方もそこらを考えて契約を進めて行ってもらいたいと思います。賦課金の近隣の状況につきましては、資料を集めたいと思います。</p>
議 長	<p>他にないですか。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3番、富永。この方は認定農家になっているわけですね。認定農家として本人が申請をされるわけですが、認定をする時の会議の時は、その話をする機会は無いのですか、会長。</p>
議 長	<p>農業振興課の方で担当されていますが、私はそのような会議にはお呼びはありません。 はい、事務局。</p>
事務局	<p>今の認定農家の認定申請の関係ですけれども、会議には事務局の方で行っております。農政企画委員会が毎月1回、関係機関集まり農政関係の会議が開かれますが、その中で申請申し出が出たときに認定審査会が行われております。認定は5年更新となっております、申請される方は、再認定申請をされて更新していくことになっておりますので、そういう問題を持っていらっしゃる方がいらっしゃる場合は、上げておいていただければ、名前が上がっている方については、その会議の中で報告していくということは出来るとかと思います。新規認定、再認定の協議は農政企画委員会の中で、町、JA、農業委員会、農業共済、土地改良区等、技連会関係者で協議していく形ですので、地域の委員さん方も問題がある場合は上げとってもらえば参考になるかと考えます。</p>
議 長	<p>はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3番、富永。認定農家は申請されて認定されたときから、また、それがふさわしいか、また次の会あたりで協議する会は無いのですか。</p>
事務局	<p>そういう会は無いです。認定になれば認定期間が来るまでは認定農家としての取扱いであり、期間が来た場合、再申請があればまた認定に対する審議を行っていくということになるようです。土地改良区の方も、詳しいことについては、農業振興課に話をさせていただいて何か対策がないか聞いていただければと思います。</p>

議 長	<p>私も近隣市町との色々な会に出ることがありますので、この土地改良区の賦課金の関係について、利用権設定を行って行く中でトラブルがないか聞いてみましたが、農業委員会では賦課金についての問題は出ないということでした。何故なら利用権設定の用紙には土地改良区の賦課金のことは出てこないということですね。</p> <p>はい、坂口委員。</p>
坂口委員	<p>利用権が切れた段階で、事務局が分かるわけですから、問題があるところは農業委員と推進委員で行くとか、1人で行けば難しいところがありますから、3人ぐらいで行って問題点を地権者と借人に話しをし、ちゃんとした協議の上で、契約を結ぶようにしていけばどうでしょうか。貸し出す人の意見も直接聞いていくことにすれば、時間もかかるでしょうが解決していくのではと思います。私はそう思います。</p>
議 長	<p>はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>6番、中村です。この人だけについて話が出ていますが、まだ他にもいるわけですので、この人だけについてでは問題がありますね。</p>
議 長	<p>はい、冷水委員。</p>
冷水委員	<p>富永委員から出た賦課金とか、また滞納があるとかということですが、いま国の制度では未納の場合は補助金も出ないという制度が決まったわけですから、これについては土地改良区で努力して貰わないと、何人そういう方がいらっしゃるのか高山地区では分かりませんが、条件の悪いところは逆に貸し手が、農業委員会から期限切れる前に通知を出しますが、中には農地の条件が悪い農地を貸している方は、もう作ってもらえないのではないかとこの思われる方もおり、借り手の方はまた作ってもらうように頼みましたからと話をしますと、良かったと喜んでもらえる方もいらっしゃいます。上から目線で貸しているのだが、作らしているのだが、もう今逆に担い手の借り手が高齢化して戻そうという、色々な条件があるのではないかと、先ほど内倉委員からも出ましたが、荒れているとか、借り手が何とか頑張ってもらっているからと、非常に状況も変わってきていると思いますので、ケースバイケースでこの賦課金については土地改良区でもう少し検討してもらった方がよいのではないのですか。</p>
議 長	<p>はい、話は次々飛んでいきますけれども、坂口委員の意見も良いことだと思います。前は農業委員だけでありましたが、今は地域に推進委員もいらっしゃいますので、その方面で何とか協力し進めていってもらえばと考えます。この件については、また次の機会に話し合っただければと思います。 はい、事務局。</p>

事務局	<p>一応ですね、先ほどから出ている方の、今月の利用権については、推進委員の方が中に立って、貸し手、借り手の双方に話をされ、土地改良区の賦課金はどちらが払う、水利費についても一方が払うという形で、ちゃんと印鑑も押されていますので、そういったことで一応この契約は中身がお互いそうしましようということで話が付いている案件ですから、これについてどうこうと覆すのはどうかと思いますので、今後そういった更新があるときには双方にそういった話をして、不備があるのであれば、そこを相手に確認をした上で、守らないのであれば借主をどうしましようとかか、というような形で考えていただければと考えております。</p>
議長	<p>それでは、今月の設定はちゃんと委員が立っているということであります。全体を通して今月の利用権設定案件については許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということでありますので、内之浦地区の利用権設定 2 件、高山地区の利用権設定 32 件の申請については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。1 番から 3 番まであります。11 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」19 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いします。</p>
議長	<p>合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、12 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 4 件あります。あっせん委員を選任したいと思います。まずは、「あ-30-19」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-19」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆</p> <p>地目・面積は 田が 2 筆で 1,395 平方メートル</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で、希望期間が 5 年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇高山店から西へ 800 メートルの十字路の所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-19」のあっせん委員については、地区委員の中村委員と永野委員をお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-31」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-30-31」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が 肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外2筆です。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望（来年の3月以降の貸付）です。</p> <p>希望価格については、全筆でモミ1俵もしくは相当分の代金で、希望期間が5年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇高山店から東へ300メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-31」のあっせん委員について、地区委員の中村委員と私で行いたいということをお願いします。</p> <p>つづきまして、13ページお聞きください。「あ-30-32」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-32」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇 外1筆</p> <p>地目・面積は 田が2筆で1,630平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場のモミ希望ということで、貸付期間が5年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇神社の〇〇前から東へ450メートル行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-32」のあっせん委員は、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-33」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-33」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇都〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇</p> <p>地目・面積は 田が590平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で、貸付期間が5年です。</p> <p>場所につきましては、役場から行きますと〇〇スタンドを150メートルほど過ぎた所を左折いたします。そこから100メートルの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-33」のあっせん委員に、地区委員の上岡委員と中村委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出関係を終わります。</p> <p>次に報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残しであります。14ページから16ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれの、現在までまだ未成立の分と本日の新規分を載せております。</p>

事務局	<p>成立の報告があったものにつきましては、随時抜いております。資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。なお、未成立分は条件の悪いところの農地が多く残っているようですが、あっせん委員の方は、今日は推進委員の方々も出席していただいておりますので、推進委員の協力もいただきながら、あっせんが成立しますようよろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>この件に関しまして何かありませんか。 借受希望の平成 27 年度の 26 番は消してください。他にありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>無いようですので、つづきましてその他に移ります。委員の皆様から何かありませんか。 無いようですが、事務局から何かありますか。           はい、事務局。</p>
事務局	<p>事務局から連絡します。 毎年お願いしておりますが、全国農業新聞の普及推進について、10 月～11 月が推進月間になっていきますので普及推進の活動もご協力をお願いいたします。又、農業者年金の加入推進につきましても、本年度の目標が 3 人となっています。見込みのある方は数人あるようですが、まだ本日まで届け出が来ておりませんので、こちらについての推進もよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p>
	<p>「なしという声あり」</p>
議長	<p>それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、11 月 26 日(月曜日)午前 10 時からの予定です。よろしくお願いいたします。 それからこの後、総会終了後、農地利用最適化の推進会議を実施しますのでよろしくお願いいたします。 以上で、10 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 10 時 45 時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 30 年 10 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長   鶴岡 和喜

委 員   冷水 正行

委 員   吉永 良行